

令和2年第4回見附市教育委員会臨時会会議事録

○招集日時 令和2年7月28日(火) 14時00分

○招集場所 見附市役所 4階 402会議室

○会議に付した議件

議第44号 専決処分について(見附市文化財保護審議会委員の委嘱について)

議第45号 専決処分について(見附市奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について)

議第46号 専決処分について(見附市緊急奨学金の貸与に関する規則の制定について)

議第47号 見附市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要領の制定について

議第48号 こんにちは赤ちゃん給付金給付事業実施要領の制定について

議第49号 平成27年度見附市子育て世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱を廃止する要綱の制定について

議第50号 見附市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱を廃止する要綱の制定について

議第51号 令和3年度使用の教科用図書の採択について

○出席者(5名)

教 育 長 長谷川 浩 司

委 員 小林 弘 武

委 員 武 田 一 夫

委 員 小倉 美 砂 子

委 員 齋 藤 義 章

○事務局出席者

教育部長兼教育総務課長	森 澤 匝 土
学校教育課長	糀 谷 正 夫
こども課長	伴 内 正 美
まちづくり課長	大 野 務
教育総務課長補佐	湊 屋 一 樹
学校教育課長補佐	菫 澤 毅 夫
こども課長補佐	高 藤 英 紀
教育総務課係長	岩 崎 濟

14時00分開会

教 育 長

只今より、令和2年第4回見附市教育委員会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を始めます。

現在の出席者、5人全員であります。

教 育 長

日程第1 議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により齋藤委員を指名いたします。

教 育 長

日程第2 報告事項、報告1「6月市議会定例会一般質問について」を、教育部長より説明願います。

教育部長兼教育総務課長

6月市議会定例会一般質問について説明いたします。

今回の一般質問の通告では、教育委員会関連で、高橋議員、渡辺議員、馬場議員、石田議員、五十嵐議員、重信議員の6議員より質問がありました。その概要について報告いたします。

まず、高橋議員から「新型コロナウイルス感染症から子ども達を守るために行われた市内各校の臨時休業から通常に戻るまでの対応について」の質問がありました。

2月27日、国より突然全国一斉の臨時休校が要請され、見附市でも3月2日から臨時休業に入ったこと、新年度に入り一度学校を再開しましたが、国の緊急事態宣言により再度臨時休業となったこと、以来5月18日に教育活動を再開するまでの教育委員会や学校の児童生徒及び保護者たちへの対応について時系列で報告いたしました。また、必要に応じて臨時校長会を開催し、国、県からの通知の伝達、卒業式、入学式、修学旅行等の学校行事への対応、休業中の家庭学習、家庭訪問や

電話連絡等により児童生徒の家庭での状況把握等について情報共有を行い、不安の軽減に努めたこと、学校再開後にアンケートや教育相談を実施し、児童生徒の状況の把握と精神的なストレスをケアする対応を行ったことを説明いたしました。

また、学習の遅れを取り戻すため、子ども達に詰め込み授業を強いるのではないかと質問に対しては、見附市の本年度の臨時休業日数の実績は6日間であり、国が定める標準時数より余裕をもって時間を取っていることから現在のところ夏休みを短縮する対応で、学習も学校行事も十分実施できる旨を説明いたしました。

次に、渡辺議員の「GIGAスクール構想に対する見附市の方向性」や「導入計画の概要等」を問う質問については、文科省が推奨するGIGAスクール構想をより積極的に進めていきたいと考えていることを説明しました。具体的には、新型コロナウイルス感染症の第2波3波の到来に備え、オンライン授業ができるよう当初の整備時期を前倒しし、全ての児童生徒の学習端末の確保と情報通信システムの整備および家庭に環境がない方用のWi-Fiの整備を今年度中に実施できるようにしたい旨を説明しました。

また、感染症による休校の影響で1学期の終了が伸びたことで、エアコンのない体育館での授業はどの様に実施するのか、またエアコン設置は考えないのかとの質問に対しては、国が示している熱中症予防のガイドラインを参考に、適切に体育館を使用し、実施していきたいこと、体育館のエアコン設置については相当規模の設置台数が必要となり、費用も膨大になることから全国的にもほとんど整備が進んでいないことを説明し、当市においては長寿命化改修工事など大規模修繕時に設置を検討していきたい旨を答弁いたしました。

次に、馬場議員の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して市内小中特別支援学校へ手洗い用の給湯器を導入する気は無いか」との質問については、現在学校では給湯器がなくても必要な手洗いができていること、手洗い同

様に重要とされている咳エチケットや換気の励行を継続していくこと、これに加え、3つの密の徹底回避や身体的距離の確保といった「新しい生活様式」への移行といった基本的な感染症予防対策に取り組んでいくことを説明いたしました。

次に、石田議員の「小中学校における新型コロナ感染予防対策が具体的にどのように行われ、今後の学校行事はどのようになるのか」との質問に対しては、文科省が提示している「衛生管理マニュアル」に沿ってマスクの着用、咳エチケット、毎日の検温記録、風邪等の症状がある場合は自宅で休養すること、手洗いや消毒の徹底などを指導していること、集団感染リスクへの対応としては、「密閉・密集・密接」の回避を各校長の指揮の下、教職員が一丸となり感染防止対策を実施してきていることを説明いたしました。今後の学校行事については、運動会や修学旅行、学習参観は1学期には実施せずに3密対策を検討したうえで2学期へ延期したことを説明しました。

また、「部活動を3年間一生懸命に頑張ってきた中学3年生に対して市内大会を実施してあげるべきでないか」との質問に対しては、市単独で大会を行えない種目があることや3密の状況を避けたい生徒や保護者がいること、準備期間が少なく体力面で心配であることに配慮して検討をしましたが、最終的には中学校長会が市内大会を実施しないことを決定したことを答弁いたしました。

次に、五十嵐議員からは「GIGAスクール構想の実施に伴う教育現場や教師の準備、体制づくりなどの課題」について質問がありました。教職員のタブレット等の習熟度に差があり、オンライン授業もどのような方法が効果的かなど、現在手探りの状況のため外部からのICT支援員を配置し積極的に研修会を実施するなど支援を行っていく旨を説明しました。

最後に、重信議員から「コロナ禍のもとで子育て世帯の方はどうにファミリーサポート制度を利用できるのか」との質問がありました。ファミリーサポート事

業は、保護者の病気や冠婚葬祭、保育園への送迎等でお子さんを預かってもらいたい『依頼会員』と、こどもを預かる『提供会員』の間を調整する有償事業であることと、コロナ禍の下でマスクや消毒薬の確保に努め、感染予防対策の徹底にも努めながら通常どおり実施していたことを答弁いたしました。

以上でございます。

教 育 長

はい。ありがとうございました。ただ今の報告に対しまして、質問はございませんか。

齋 藤 委 員

今程のご報告に給湯器の話題がありました。これを設置するとなれば様々な問題があるのでしょうか、一つ設置すれば済むというものでもないと思います。経済的にも色んな点でも大変で難しいということは重々分かってはおりますが、学校現場からはそういった要望は出てこないのでしょうか。

教育部長兼教育総務課長

毎年、新年度予算要求を行う時期がございます。その際に各校の要望を一手に伺うのですけれども、施設の老朽化等、他にも様々な要望がございますので、相対的に優先順位が低くなっているところであり、直接には喫緊の要望としては来ておりません。ただし、あれば有難い、欲しいか欲しくないかと聞かれば当然に欲しいと、そういったところはあるでしょうけれども、限りある予算の適正執行という観点からしますとやはり優先順位は高くないといったところでございます。

齋 藤 委 員

感染防止という一点だけを見ると、私自身の感じ方としては、手洗いが水かお湯かでは全然違うな、と思ってしまいます。水で洗っても何となく落ちない気がして、大体にして冷たい。子どもも冷たくて嫌だから流水の接触を最小限にしてしまい、

十分な洗い流しにならないのではないかという危惧を強めてまいります。長岡市では大分前向きに検討しているのか、既に設置しているのか、整備の方向で動いているとの話を聞きました。私は、必要性そのものはかなりあるのではないかと思っており、今後は検討してみることが必要ではないかと思えます。以上です。

教育部長兼教育総務課長

近隣では、給湯器の設置計画を持っているのは長岡市のみという状況でございます。三条市にも給湯器は設置されているのですが、こちらは熱湯が出る清掃用のものとして設置されおり、手洗い用として児童生徒に開放していないものです。他の自治体にも状況を伺ったところ、やはり同等の財政規模の中ではそういった想定はないというのが現状のようです。やはり、家庭に帰れば皆さんお湯が出るわけですから、給湯器があることの良さというのも十分に分かるのですが、例えば大規模校1校に導入するだけでも1,000万円以上を要するという情報もありますので、それを13校一斉にやるとなると経費も莫大な規模に上ります。財源が確保できるならば検討していきたいと考えており、長寿命化計画における改修の中であれば国の財源も厚めに確保しやすいというところで、そういった場面等で検討していきたいと考えています。

齋藤委員

学級に1つあったところで機能を果たせないでしょうし、最低限の3つ4つと整備するだけでも経済的に大変ですね。よくわかりました。

教 育 長

他に、いかがでしょうか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、議事を進めることといたします。

続きまして、報告事項、報告2「7月市議会臨時会の開催について」を、教育部長、学校教育課長、こども課長より説明願います。

教育部長兼教育総務課長

7月市議会臨時会の開催について、説明いたします。次ページ（報告2-1）をお願いします。

まず、議第61号令和2年度見附市一般会計補正予算（第7号）のうち、9款1項5目防災費の6,400千円の増であります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して田井小学校避難所の環境整備を行うため、ランチルームに空調設備を設置する工事の予算を計上し、承認いただきました。以上でございます。

学校教育課長

令和2年7月21日補正（新型コロナ対応）のうち、学校教育課関係の補正予算について説明いたします。（報告2-2～6ページ）をご覧ください。

新型コロナ関連として、健康衛生費として、小学校60万円、中学校30万円、特別支援学校10万円の合計100万円の補正の承認をお願いするものでございました。補正要求した理由であります。新型コロナ感染症拡大防止のための非接触型体温計、マスク、消毒液や健康診断の際の新型コロナ対策用の学校検診器具や防護服等の購入に必要な予算であります。

同様に、新型コロナ関連の補正として、就学援助事業費として小学校70万円、中学校50万円の合計120万円の補正をお願いするものであります。補正要求した理由であります。新型コロナウイルスの影響により、家計が急変した世帯への就学援助支給対象を拡充するために必要な予算を計上するものであります。以上でございます。

こども課長

(報告2-7)をご覧ください。

3款1項5目ひとり親世帯臨時特別給付金事業費ですが、国の二次補正予算の成立により、新型コロナウイルス感染症対策による生活支援のひとつとして給付金を支給するものであり、支給事務にかかる消耗品、振込手数料、システム改修費等1,640千円および給付金35,410千円の計37,050千円の補正をしたものです。なお、本日の資料におきまして、システム改修手数料となっていますが、システム改修委託料の誤りですので訂正をお願いします。

次に、(報告2-8)をご覧ください。3款2項1目児童福祉総務費ですが、新型コロナウイルス感染症対策による市独自の生活支援のひとつとして、国の特別定額給付金の対象外である4月28日以降に生まれた赤ちゃんに対して給付金を給付するため、見込で282人分の給付金、および給付事務にかかる消耗品等28,500千円の補正をしたものです。なお、資料ですが、出生数285人として算出となっていますが、正しくは282人の誤りですので訂正をお願いいたします。

次に(報告2-9)をご覧ください。4款1項4目母子衛生費ですが、新型コロナウイルス感染症対策のため母子保健指導等をオンラインで実施するための備品等500千円の補正をしたものです。以上でございます。

教 育 長

ただ今の説明に対しまして、ご質問はございませんか。

小 倉 委 員

小学生の子どもから聞いたのですが、学校で子どもたちはどのような対策をしているか問うと、消毒液は大人が使うものであまり使用していないという話を聞いたのですが、補正予算には消毒液の購入も挙げられており、こちらは子どもたちも使うということなのでしょうか。

学校教育課長

学校ではいろんなルールの中で使用法を定めていると思いますが、当面、2波3波が来ることを想定し、必要数を備えるための補正措置ですが、コロナ禍における健診では、通常の健診よりも、その過程でひとつひとつの器具を消毒しながら進めなければならない、その需要に対応するためのお金です。消毒液を子どもに使用しているかという点は、学校毎にルールがあるので、今、一概に通じる適切な答えを持ち合わせてはおりませんが、職員だけでなく必要に応じて子どもたちにも、という話にもなろうかは思います。また、更に国の補正予算がつかまりましたので、今後の使用に必要な消毒液等については、順次、各校用意していくという形になろうかと思えます。

小倉委員

本日、ここに参る際に、市役所の入口に設置されている検温システムを拝見して素晴らしいと感じたのですが、学校にあるものは、ああいったものとは違うのでしょうか。

学校教育課長

そうですね。違います。学校にあるのはごく普通のもので。

教育部長兼教育総務課長

因みに、今回の臨時議会において、同様の検温システムの導入経費について補正要求され承認を受けております。これらは主に災害時の避難所に相当数を設置することを目的として確保することができましたが、残念ながら学校に常設するためのという形ではございません。

教 育 長

他に、いかがでしょうか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

続きまして、報告事項の続きを学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

(報告2-10ページ)をご覧ください。財産の取得がありましたのでご報告いたします。本件につきましては、「GIGAスクール構想の実現」に向け、高速大容量の通信ネットワークを前提とした学習用コンピュータ端末等を児童生徒及び教職員に整備するものでございます。契約金額は1億1596万9920円、契約の相手方は長岡市金房3丁目3番2号にある株式会社NS・コンピュータサービスでございます。当初、7月10日に3社による入札執行を予定しておりましたが、入札参加業者が当日は1社であったことから入札は中止となり、見附市財務規則第140条第3項第8号の規定に基づき随意契約となったものでございます。7月13日付で仮契約を交わしてございます。参考までに、納入期限につきましては、令和2年12月28日となっております。以上でございます。

教 育 長

はい。ありがとうございました。ただ今の報告に対しまして、質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

それでは、以上で報告事項の質疑を終了いたします。ありがとうございました。

教 育 長

次に、日程の第3に移ります。「議第44号専決処分について」を議題といたします。教育部長に説明を求めます。

教育部長兼教育総務課長

3ページをお願いします。議第44号専決処分について説明いたします。

4ページをご覧ください。専決第13号見附市文化財保護審議会委員の委嘱について、4月1日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。現在の文化財保護審議会委員の任期は令和元年4月1日から2年間ですが、現委員であります江田諄委員より令和元年度末をもって辞任したい旨の申出がありました。代わりまして、田辺康夫委員の委嘱をお願いするものであります。任期につきましては、前委員の残任期間である令和2年4月1日から令和3年3月31日までとするものであります。以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、「議第45号専決処分について」並びに「議第46号専決処分について」の2案を議題といたします。学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第45号専決処分について、6ページ専決第14号をご覧ください。

見附市奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について、令和2年5月15日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。本条例の

改正の理由でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大による災害等の影響により、家計が急変した者に対し貸与することのできる「緊急奨学金」を創設するために、見附市奨学金貸付条例の一部を改正し、見附市奨学金等貸与条例に改めるものでございます。

条文について主な改正点についてご説明いたします。第1条では、「貸付ける学資」を「貸与する学資及び災害等の影響により、家計が急変した者に対し貸与する学資」に改めるものでございます。第2条では、「貸付け」を「貸与」に、「奨学金」を「奨学金等」にし、「奨学生に貸付ける学資」を「奨学金及び緊急奨学金」に改めるものでございます。

7ページをご覧ください。第5条では、見出しを奨学金等に改め、同条に「2緊急奨学金の貸与額は、30万円以内とし、一括で貸与する」1項を加えるものでございます。第10条では、条文の文言整理と同条に「緊急奨学金の貸与を受けた奨学生は、貸与時に在学している学校を卒業した月の翌月から起算して8月を経過した後、36月以内に年賦又は半年賦で返還しなければならない。ただし、緊急奨学金はいつでも繰り上げて返還することができる」1項を加えるものでございます。附則におきまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、11ページ議第46号専決処分について、12ページ専決第15号をご覧ください。見附市緊急奨学金の貸与に関する規則の制定について、令和2年5月15日付で専決処分いたしましたの、承認をお願いするものでございます。この規則は、先ほど述べました見附市奨学金等貸与条例に定める緊急奨学金の貸与に関し必要な事項を定めるものでございます。

条文についてご説明いたします。第1条で趣旨を、第2条は緊急奨学金の申請、第3条は申請の期間、第4条で貸与決定等の通知、第5条で緊急奨学金借用証書等の提出を、第6条で保証人の資格、第7条で届け出の義務、第8条で返還債務の免

除申請、第9条で返還猶予の申請、第10条でその他として、この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるとしております。附則におきまして、この規則は、公布の日から施行し、令和2年5月15日から適用するものでございます。以上でございます。

教 育 長

只今の2案の説明に対して、質疑はありませんか。

齋 藤 委 員

説明中に「災害等」とありましたが、この「等」はどこまでの災害をいうのでしょうか。

学校教育課長

今、想定しているのは、コロナ対応です。例えば、洪水が発生した際等の従来の奨学金制度による対応分とは別に対応可能とするためのものです。具体的な適用については、発生したケース毎に検討していこうという形にしております。今の段階ではコロナ対応ということでありませ

齋 藤 委 員

勿論、コロナに限ったものではないということですよ。例えば火災であるとか、地震、風水害のような、そういうものも想定に入ることでしょうかね。

学校教育課長

そうです。そういったことの対応を可能にしようというものです。

教 育 長

他にいかがでしょうか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本2案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本2案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、「議第47号見附市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要領の制定について」を議題といたします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

15ページをご覧ください。議第47号見附市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要領の制定について説明いたします。

要領制定の理由でございますが、令和2年6月12日に国の二次補正予算が成立し、新型コロナウイルス感染症対策による生活支援のひとつとして、「ひとり親世帯臨時特別給付金事業」が実施されることに伴い、市の実施要領を制定するものであります。概要ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するために臨時特別給付金を支給するものです。給付額につきましては、児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等への基本給付として、1世帯5万円とし、第2子以降のお子さんがある世帯はひとりにつき3万円を支給します。その他、追加給付として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方には、1世帯5万円を追加で給付するものです。

次に、条文について説明いたします。第1条は本要領の「趣旨」、第2条は「支給要件」について定めたものでございます。

18ページをご覧ください。第3条は「給付金の支給等」、第4条は「児童扶養手当受給者に対する基本給付の支給の要否の確認等」、第5条はその「支給の方式」について定めたものでございます。

19ページをご覧ください。第6条は「公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付に係る申請受付開始日及び申請期限」について、第7条はその「申請及び支給の方式」について定めたものでございます。

20ページをご覧ください。第8条は「児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者に対する追加給付に係る申請受付開始日及び申請期限」について、第9条はその「申請及び支給の方式」について定めたものでございます。

21ページをご覧ください。第10条は「代理による申請」、第11条は「基本給付申請者及び追加給付申請者に対する支給の決定」、第12条は「給付金の支給等に関する周知」について、第13条において「申請が行われなかった場合の取扱い」について定めたものでございます。

22ページをご覧ください。第14条において「不当利得の返還」、第15条は「受給権の譲渡又は担保の禁止」、第16条は「その他」として「この要領の実施のために必要な事項は、市長が別に定める」と規定したものでございます。附則におきまして、この要領は、令和2年7月21日から適用するものとしております。

23ページからの、様式第1号から様式第5号においては、関係様式について定めたものでございます。以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、「議第48号こんにちは赤ちゃん給付金給付事業実施要領の制定について」を議題といたします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

33ページをご覧ください。議第48号こんにちは赤ちゃん給付金給付事業実施要領の制定について説明いたします。

要領制定の理由と概要でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急経済対策の一つである特別定額給付金の基準日後（令和2年4月28日以降）に生まれ、給付対象とならない子どもに対し、子育て支援を目的とした、市独自の臨時的な給付措置として対象児1名につき、特別定額給付金の額と同様に10万円の給付金を給付するために事業実施要領を制定するものであります。新型コロナウイルス感染症が拡大するなかにおいて、この時期に苦勞されて出産されたお母さん、また、みつけに生まれてきてくれてありがとう、という気持ちを込めてこんにちは赤ちゃん給付金として給付するものであります。

次に、条文について説明いたします。

まず、初めに、条項に誤りがありましたので、申し訳ございませんが訂正をお願いします。35ページですが、「第14条」を「第11条」に訂正をお願いします。

それでは、33ページに戻ります。第1条は本要領の「趣旨」、第2条は「給付対象児」について、第3条は「給付対象者」について定めたものでございます。

34ページをご覧ください。第4条は「給付金の額」、第5条は「給付申請」について、第6条は「給付決定等」について、第7条はその「給付等」について定めたものであります。第8条には「資格の喪失」、第9条には「決定の取消し」を定め、次の35ページ第10条は「給付金の返還」について、第11条は「その他」として「この要領の実施のために必要な事項は、市長が別に定める」と規定したものでございます。附則におきまして、この要領は、令和2年7月21日から適用するものとしております。

36ページからの第1号様式と第2号様式においては、関係様式について定めたものでございます。以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、「議第49号平成27年度見附市子育て世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱を廃止する要綱の制定について」並びに「議第50号見附市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱を廃止する要綱の制定について」の2案を議題といたします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

38ページをご覧ください。議第49号平成27年度見附市子育て世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱を廃止する要綱の制定について説明いたします。

廃止の理由ですが、本給付金支給事業実施要綱は、平成26年4月に消費税率が5%から8%に引き上げられた影響を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な措置として給付金を支給するために制定したものであります。平成27年度1回限りの事業であり、すでに本給付金の事務が完了しているため、要綱の廃止をするものです。

続きまして、39ページをご覧ください。議第50号見附市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱を廃止する要綱の制定について説明いたします。

廃止の理由ですが、本給付金支給事業実施要綱は、令和元年10月から消費税率が8%から10%に引き上げとなる環境の中、こどもの貧困に対応するための臨時特別の措置として給付金を支給するために制定したものであります。令和元年度1回限りの事業であり、すでに本給付金の事務が完了しているため、要綱の廃止をするものです。以上でございます。

教 育 長

只今の2案の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本2案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本2案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、「議第51号令和3年度使用の教科用図書の採択について」を議題といたします。

この議案につきましては、採択協議会の決定の日までは公開できません。したがって、本議案の審査は非公開としたいのですが、ご異議ございませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案の審査は、非公開により進めることといたします。

事務局においては、会議録の調製にあたり、対応をお願いします。

なお、本議案の審議に係る別紙、資料については、取り扱いにご注意願います。

----- ここから非公開審議 -----

----- ここまで非公開審議 -----

教 育 長

以上で本日提出された議題の審議を全て終了しました。

これをもって、令和2年第4回見附市教育委員会臨時会を閉会いたします。

14時46分閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び議事録署名委員ここに署名する。

教 育 長

長谷川 若司

議事録署名委員

齋藤 義章

